

サンケイ化学 農薬登録情報

サンケイ石灰硫黄合剤

石灰硫黄合剤

登録番号：農林水産省登録第 142 号（登録会社：サンケイ化学株式会社）

有効成分：多硫化カルシウム・・・27.5% IRAC： FRAC：

毒性：普通物（毒物及び劇物でないものを指している通称）

販売エリア：全国

適用拡大登録取得のお知らせ

弊社登録製品「石灰硫黄合剤」が令和 3 年 11 月 10 日付で下記内容を適用拡大をいたしました。

【適用病害虫の範囲または使用方法変更の内容】

- ・作物名「落葉果樹」のハダニ類、越冬病害虫の希釈倍数を 7～40 倍に変更する。

【適用病害虫名および使用方法（今回の適用拡大に該当する作物のみ記載のみ記載）】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	石灰硫黄合剤を含む農薬の総使用回数
落葉果樹	ハダニ類 越冬病害虫	7～40倍	発芽前	—	散布	—
	カイガラムシ類 縮葉病	7～10倍				

【注意事項の変更について】

以下のとおり変更する。

使用上の注意事項

- （1）本剤の希釈液は湿展性が悪いので、展着剤を加用して使用すること。
- （2）調製した散布液はなるべく早く使用すること。
- （3）銅製剤、マシン油乳剤及びボルドー液などのアルカリ性の強い農薬とは混用しないこと。
- （4）本剤は強アルカリ性であるので、有機リン剤などアルカリ性で分解しやすい農薬とは混用しないこと。
- （5）ボルドー液を散布した後、本剤を散布する場合は少なくとも2～3週間の間隔をおいて散布すること。
- （6）マシン油乳剤を散布した後は本剤の付着が悪いので、少なくとも1ヶ月の間隔をおいて散布すること。
- （7）本剤は強アルカリ性のため、噴霧機その他の器具を腐食しやすいので、作業後は使用した噴霧機その他の器具を水で十分洗浄すること。
- （8）高温で日照の強い時は薬害をおこしやすいので、早朝か夕刻に散布すること。
また、高湿で散布後の薬液が乾燥しにくい時や、樹勢の弱い園では薬害を生じやすいので、濃度をうすめにするか散布をさしひかえること。
- （9）落葉果樹に対する発芽後の散布では薬害を生じやすいので、散布濃度や樹勢、気象条件等の散布時の諸条件に注意して散布すること。
- （10）りんご腐らん病に対する休眠期散布は、秋季根雪前及び春季発芽前に行うこと。

ただし、散布適期は地域によって多少の差異があるので、それぞれの防除基準に従い病害虫防除所等関係機関の指導を受けて決めることが望ましい。

また散布は枝幹が十分ぬれるように（いわゆる胴洗い黒木消毒）ていねいに行うこと。

(11) 本剤をりんごの摘花剤として使用する場合は、次の事項に注意すること。

① 第1回散布は満開期（腋芽を除く中心花および側花の7～8割が開花した日）とし、第2回散布は前回より3～4日後に散布すること。

② 天候が悪く開花が長引く場合は第1回散布を満開2～3日後にしたり、所定の回数より1～2回散布を追加すること。

③ ミツバチを放飼している園では散布前に回収すること。

④ 本剤の摘花剤としての使用に当っては、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

(12) 茶に使用する場合には品質に影響を及ぼすので、摘採前50日以内の使用はさけること。

なお、春季に番茶用として摘採する茶園では、摘採50日前であっても本剤を散布しないこと。

(13) 蚕に対して影響があるので、桑に使用后30日間は蚕に桑葉を給餌しないこと。

(14) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、普及指導センター、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

(15) 本剤は自動車、壁などの塗装面、大理石、御影石等に散布液がかかると変色するおそれがあるのでかからないように注意すること。万一かかった場合は、すみやかに水洗いすること。

(16) 0℃以下の場所に保存すると結晶析出のおそれがあるので、万一結晶が析出した場合は、使用前に温かい室内に移動するか、所定量の水で希釈して、結晶を溶解させてから使用すること。

なお、ご使用の際は製品に貼付されているラベルをご参照ください。



サンケイ化学株式会社

本 社	〒891-0122	鹿児島市南栄二丁目9	TEL:(099)268-7588
東 京 本 社	〒110-0005	東京都台東区上野七丁目6-11 第一下谷ビル	TEL:(03)3845-7951
大 阪 営 業 所	〒532-0011	大阪市淀川区西中島二丁目14-6 新大阪第2	TEL:(06)6305-5871
東 京 営 業 部	〒366-0032	埼玉県深谷市幡羅町一丁目13-1	TEL:(048)551-2122
九 州 北 部 営 業 所	〒841-0025	佐賀県鳥栖市曾根崎町1154-3	TEL:(0942)81-3808
宮 崎 事 務 所	〒880-0056	宮崎市神宮東三丁目6-19 山本ビル	TEL:(0985)25-7051